

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 2 5 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症発生動向調査事業の活用によるPCR検査の体制強化のための  
研修の実施について

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査については、医師が必要と認める場合に確実に実施されることが重要であり、この件数の増加のため、更なる検査体制の整備が急務となっている。PCR検査については、検査のための鼻腔・咽頭拭い液の検体採取と、採取した検体のPCR検査実施を行う必要があり、検査体制の整備に当たっては、検体採取業務を行うことができる医師、看護職員又は臨床検査技師及びPCR検査業務を行うことができる者（臨床検査技師等）の人材を確保することが重要である。

さらに、検体採取を行う医師、看護職員又は臨床検査技師の確保が困難な場合は、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を歯科医師が行うことは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、医師法第17条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられるとの見解が、別添1の「新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」（令和2年4月27日付け厚生労働省医政局医事課及び歯科保健課連名事務連絡）において示されており、歯科医師による新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に際しては、必要な研修を受講することが示されている。

また、採取した検体のPCR検査業務については、手技の煩雑さから適切な処置を行うために必要な技術習得のための研修を受けることが望ましい。

これらの研修を自治体が開催するに際しては、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金（感染症発生動向調査事業）の活用が可能であり、地域の歯科医師会・

臨床検査技師会等に対する各研修の委託など含め実施を検討されたい。なお、各都道府県歯科医師会及び各都道府県臨床検査技師会（以下「地臨技」という。）に実施における協力が得られることとなっており、実施に当たっては、あらかじめ後掲の問い合わせ先にご連絡されたい。

については、関係団体との連携を密にし、当該補助金を活用した更なる検査体制の整備をお願いします。

○各研修の実施に当たる問い合わせ先

(1) 歯科医師の研修：新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関する研修

問い合わせ先：厚生労働省医政局歯科保健課

(2) 臨床検査技師の研修：新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査において採取した検体の検査手技の研修

問い合わせ先：一般社団法人日本臨床衛生検査技師会（以下「日臨技」という。）

TEL 03-3768-4722 / FAX 03-3768-6722

E-mail [jamt@jamt.or.jp](mailto:jamt@jamt.or.jp)

※ なお、日臨技及び地臨技が協力をして当該研修を実施する場合の具体的な研修方法等については、別添2のとおり日臨技においてとりまとめているため、あわせて参考されたい。